

特殊詐欺被害の未然防止に向けたＡＴＭのご利用制限について

当組合では、特殊詐欺の多様化と三重県警からの要請を踏まえ、令和４年４月２１日より、一部のお客さまを対象にＡＴＭのご利用を制限させていただきます。

本取組は、ご高齢のお客さまを狙ったキャッシュカードの騙し取り等による特殊詐欺が増加するなか、被害の未然防止の観点から実施することとなりました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、組合員をはじめとした地域のお客さまの大切な貯金をお守りし、安心して当組合をご利用いただくための取組となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

１．対象となるお客さま

当組合で普通貯金口座をお持ちの満７０歳以上の個人のお客さまで、口座残高１０万円以上かつ過去１年間ＡＴＭでの“入出金・振込・振替”のご利用がないお客さま

２．実施内容

ＡＴＭでの出金・振込・振替がご利用できなくなります。

※窓口では通常どおり全てのお取引がご利用いただけます。

３．開始時期

令和４年４月２１日（木）

４．その他

本取組の対象となるお客さまで、ご利用制限の解除を希望される場合は、平日の営業時間内にお取引のある店舗へお問い合わせください。

以上